

公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して、官庁・公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による、不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 登記又は供託に関する手続について代理すること
- (2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること
- (3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること
- (4) 裁判所に提出する書類又は電磁的記録を作成すること
- (5) 前各号の事務について相談に応ずること
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長野県において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、長野地方法務局の管轄区域内に主たる事務所を有する司法書士又は司法書士法人であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、理事会は第5条に規定する司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になったとき及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、別に規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。ただし、その社員に対し、当該社員総会の日から7日前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反した行為が重大なものである又はその他規程に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、本協会の事務を障害し、若しくは本協会に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき又は本協会の目的に反する行為をしたとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6月以上履行せず、催告期日までに納入しないとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し又は解散したとき
- (4) 長野県司法書士会の会員でなくなったとき

2 社員がその資格を喪失したときは、第7条により社員が支払った経費及びその他の拠出金は返還しない。ただし、前項第3号及び第4号による場合は、この限りでない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了の日から70日以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって1週間前までに通知しなければならない。

4 理事長は、第2項による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内を会日とする社員総会を招集しなければならない。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において、社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

2 社員は、他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。代理権の行使は、別に定める規則による。

(社員総会の決議)

第17条 社員総会の議事決議は、法令又はこの定款に規定するもののほか別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、理事長及び当該社員総会において選任された議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上14人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち4人以内を副理事長、1人を専務理事、4人以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 前項の他、理事の中から第45条による支部を担当する理事を置き、業務執行理事を定めることができる。
- 5 理事の員数の過半数は、社員でなければならない。

（役員を選任等）

- 第20条** 理事及び監事は、別に定める規則に従い社員総会において選任する。ただし、理事及び監事の選任に当たっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第10号、第11号の規定を遵守しなければならない。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 前条第4項により選定する業務執行理事は、理事会の決議によって選定し、支部担当理事と称す。

（理事の職務及び権限）

- 第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、別に定める規則に基づき、報酬等を支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第26条 本協会は、法人法第111条第1項の役員 の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以内で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第33条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を決議し、常務執行の調整をはかる。
- 3 常任理事会において決議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

(常任理事会の招集等)

第34条 常任理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 常任理事会構成員の5分の1以上から招集の請求があったとき
- 2 常任理事会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 4 常任理事会については、第31条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるは、「常任理事会」及び「常任理事会構成員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、その後に開かれる最初の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(損害賠償保険への加入)

第39条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、損害賠償責任保険に加入する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただし、定款の変更にあたっては、司法書士法第68条第2項を遵守しなければならない。

(解 散)

第41条 本協会の解散は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 その他、法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 協会支部

(協会支部の設置)

第45条 本協会は、理事会の決議により、地域を定め本協会と社員との連絡調整を図

るため、協会支部を設けることができる。

第11章 相談役

(相談役)

第46条 本協会に相談役2人以内を置くことができる。

- 2 相談役は、理事長が理事会の決議により委嘱する。
- 3 相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第12章 事務局

(設置)

第47条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(帳簿及び書類)

第48条 事務局には、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款、規則及び規程
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 各種機関の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする帳簿及び書類

第13章 補則

(規則及び規程への委任)

第49条 この定款の施行又は本協会の運営について必要な事項は、社員総会で定める規則のほか、理事会の決議を経て規程で定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 本協会の最初の理事長は中野俊幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和5年5月20日から施行する。